野田市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和５年５月１０日

野田市農業委員会会長　古谷　文夫

野田市農業委員会規程第１号

野田市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

野田市農業委員会事務局規程（昭和３８年野田市農業委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１３号中「農業経営基盤強化促進法」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第２項の規定によりなお従前の例によるとされた同法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」に改める。

第８条第１項第２号中「第４条第１項第８号」を「第４条第１項第７号」に、「第５条第１項第７号」を「第５条第１項第６号」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。